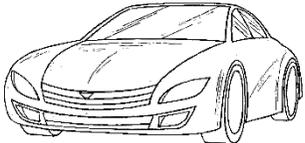
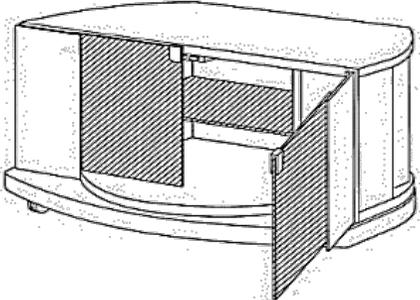


意匠審査基準の改訂（平成29年3月31日公表） 後の状況について

意匠審査基準（平成29年3月31日公表）の改訂内容について

- 企業活動のグローバル化やハーグ協定への加入を背景に、国際協調を意識した意匠制度の運用の見直しの必要性が高まるなか、意匠制度の利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行い、意匠審査基準の改訂を行った。
- 改訂意匠審査基準は、平成29年4月1日以降に審査される出願に適用している。

<改訂意匠審査基準の概要>

1. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の簡素化・明確化	2. 願書及び図面の記載要件の緩和	3. 参考図の取扱いの明確化
<p>● 証明する書面に基づく新規性喪失の例外規定の適用の判断手順を明記</p> <p>→ 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の書式例を掲載</p> <p>→ 第三者によらず出願人自身が署名・捺印した「証明する書面」であっても、一定の証明力があるものとして許容</p> <p>● 同一の意匠が複数回にわたり公開された場合の取り扱いを明記</p> <p>● 出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続等を明記</p> <p>→ 証明書の作成方法や作成時の注意点を記載したQ&A集を作成。 （平成29年9月1日に特許庁HPで公開した。）</p>	<p>● 形状を特定するための線等の説明の取扱い</p> <p>→ 形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。</p> <p>（説明の記載の省略が認められるものの例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>意匠に係る物品「眼鏡」 「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>意匠に係る物品「乗用自動車」 「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的ではない</p> </div> </div> <p>● CGIにより作成された図における陰の説明の取扱い</p> <p>→ 明度変化が「陰」であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。</p> <p>● CGIにより作成された図における背景の彩色についての説明の取扱い</p> <p>→ 彩色が背景であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。</p>	<p>● 参考図の取扱いの明記</p> <p>→ 形態の特定に必要な図（「一組の6面図」等）に表されたものと異なる形状・模様・色彩等が表されている参考図は、意匠の認定においてそれら異なる要素そのものは考慮しないことを明記。</p> <p>（参考図の例）</p> <p style="text-align: center;">透明部を示す参考図</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>一組の6面図に記入できない説明のための線・図形・彩色等を表した、出願に係る意匠を特定するための参考図の例</p>

【改訂内容】

- 1 新規性喪失の例外規定の適用要件
- 2 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための具体的な手続
- 3 証明する書面に基づく第4条第2項の適用の判断手順
- 4 同一の意匠が複数回にわたり公開された場合の取り扱い
- 5 出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続等
- 6 意匠法第4条第1項について

1. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の簡素化・明確化

第4条第2項の規定の適用を受けようとする場合の手続書類

願書

【書類名】 意匠登録願
 【整理番号】
 【特記事項】 意匠法第4条第2項
 の規定の適用を受けようとする
 意匠登録出願
 (【提出日】平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【意匠に係る物品】
 ・
 ・
 ・
 ・

(願書に当該規定の適用を受けたい旨記載した例)

(意匠法施行規則 様式第2 備考30)

新規性の喪失の例外証明書提出書とその証明書

【書類名】 新規性の喪失の例外証明
 書提出書
 【提出日】平成 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】
 【提出者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 ・
 ・
 ・

(意匠法施行規則 様式第1)

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受
 けるための証明書

1. 公開の事実
 ・
 ・
2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実
 ・
 ・

記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

出願人〇〇〇 印

(様式なし)

「証明する書面」の書式例（意匠審査基準31.1.3.1）

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開意匠の内容（意匠の写真等を添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
- ③ 意匠登録出願人（願書に記載された者）
- ④ 公開者
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について
（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

出願人〇〇〇 印

意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集

昨年度の意匠審査基準ワーキンググループにおける委員からのご指摘を反映させ「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」（以下、「Q&A集」という）の内容の充実を図った。この「Q&A集」は、意匠法第4条に規定する意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続全般にわたってよく寄せられる質問をとりまとめ、回答を示したものである。

目次

1. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件
2. 第3項に規定された証明する書面について
 - 2.1 第3項に規定された「証明する書面」の考え方
 - 2.2 「証明する書面」として提出する書面の概要
 - 2.3 「公開の事実」欄の記載要領 －要件1－
 - 2.4 「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄の記載要領 －要件2－
3. 第三者からの証明を取得する場合の注意点
4. 公開された意匠が複数存在する場合
5. 通常の意匠登録出願以外の出願について
6. 意匠が意に反して公開された場合（第1項）
7. 第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例
記載例一覧



（平成29年9月1日に特許庁HP掲載）

2.3 「公開の事実」欄の記載要領 – 要件1 –

(Q&A集19～22ページ)

資料2

「1. 公開の事実」の欄の記載例

展示(展示会・見本市・博覧会等)の場合

- ① 開催日
- ② 展示会名、開催場所
- ③ 公開者
- ④ 公開された意匠の内容
(意匠の写真等を添付する)

逐次刊行物、書籍等に記載した場合

- ① 発行年月日
- ② 刊行物
- ③ 公開者名
- ④ 公開された意匠の内容
(意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する)

ウェブサイトによる場合

- ① ウェブサイトの掲載日
- ② ウェブサイトのアドレス
- ③ 公開者
- ④ 公開された意匠の内容
(ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付する)

※ウェブサイトによる場合については、以下3点が明らかとなるように記載して下さい。

- ・意匠が掲載されているウェブサイトの存在の事実
- ・意匠が掲載されているページの存在の事実
- ・意匠の掲載日(当該意匠に公衆がアクセス可能となった日)

例えば、②については、当該ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページのアドレスを記載し、④については、当該ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付して下さい。なお、意匠が掲載されているページの印刷物には、できるだけ意匠が当該ウェブサイトに掲載された日が記載されていることが望まれます。

2.3 「公開の事実」欄の記載要領 – 要件1 –

資料2

 平成29年度「意匠制度の
 改正に関する説明会」資料

「公開の事実」欄の記載例①（展示会において公開したケース）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- | | |
|-------------|--|
| ①開催日 | 〇〇〇〇年〇月〇日 |
| ②展示会名、開催場所 | 第5回国際アクセサリー・雑貨フェア
日本デザイン展示場（東京都〇〇区・・・） |
| ③公開者 | 〇〇株式会社 |
| ④公開された意匠の内容 | 〇〇株式会社が第5回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作したネックレス及びイヤリングの意匠を公開した |



意匠の展示状況の写真



意匠の写真

【注意事項】

- ・必ず意匠の写真を添付する。
 （この記載例の場合、意匠が展示された際の写真を添付する。）
- ・公開された意匠が明らかに分かる程度の写真を添付する。
- ・六面図での開示までは必要ない。
- ・写真の大きさに特に規定や制限はない。
- ・紙に写真を貼り付けても、データ上で貼り込んだ写真を印刷してもいずれでもよい。

2.3 「公開の事実」欄の記載要領 – 要件1 –

資料2

「公開の事実」欄の記載例②(カタログ掲載により公開したケース、別紙体裁)

平成29年度「意匠制度の改正に関する説明会」資料

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①発行日 2017年11月●日
 ②刊行物 ○○株式会社
 ○○株式会社 2017年秋新製品カタログ
 第○頁
 ③公開者 ○○株式会社
 ④公開された意匠の内容
 ○○株式会社が、上記カタログにて、関連次郎が創作したスマートフォンケースの意匠を公開した。(公開した意匠の内容は別紙のとおり。)

※カタログ原本又はコピーを別紙として添付することができます。表紙、意匠掲載ページ、発行日付が確認できるページ等を含めて下さい。

※ウェブサイト、刊行物等での公開についても、同様に別紙として添付して構いません。

別紙
 ○○株式会社
 2017年秋新製品カタログ

別紙
 ～新製品のご紹介～



別紙
 秋の新製品を
 リリースしました

製品番号
 AA12345
 価格00000円
 (税抜)

別紙
 ○○株式会社
 2017年11月●日発行

Q2-m 証明書の「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄（要件2）に記載すべき事項を教えてください。

A 権利者の行為に起因して意匠が公開され、権利者が意匠登録出願をしたこと（要件2）を証明するために、次の項目について記載してください。

- ① 公開された意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
- ③ 意匠登録出願人（願書に記載された者）
- ④ 公開者（[\[2.3\]](#)における『公開の事実』欄の「③公開者」と同じ者）
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について（[\[2.3\]](#)）
（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（[\[2.4\]](#)）
（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

なお、事実に即して記載すれば、権利譲渡書等の添付は必要ありません。

（留意事項）

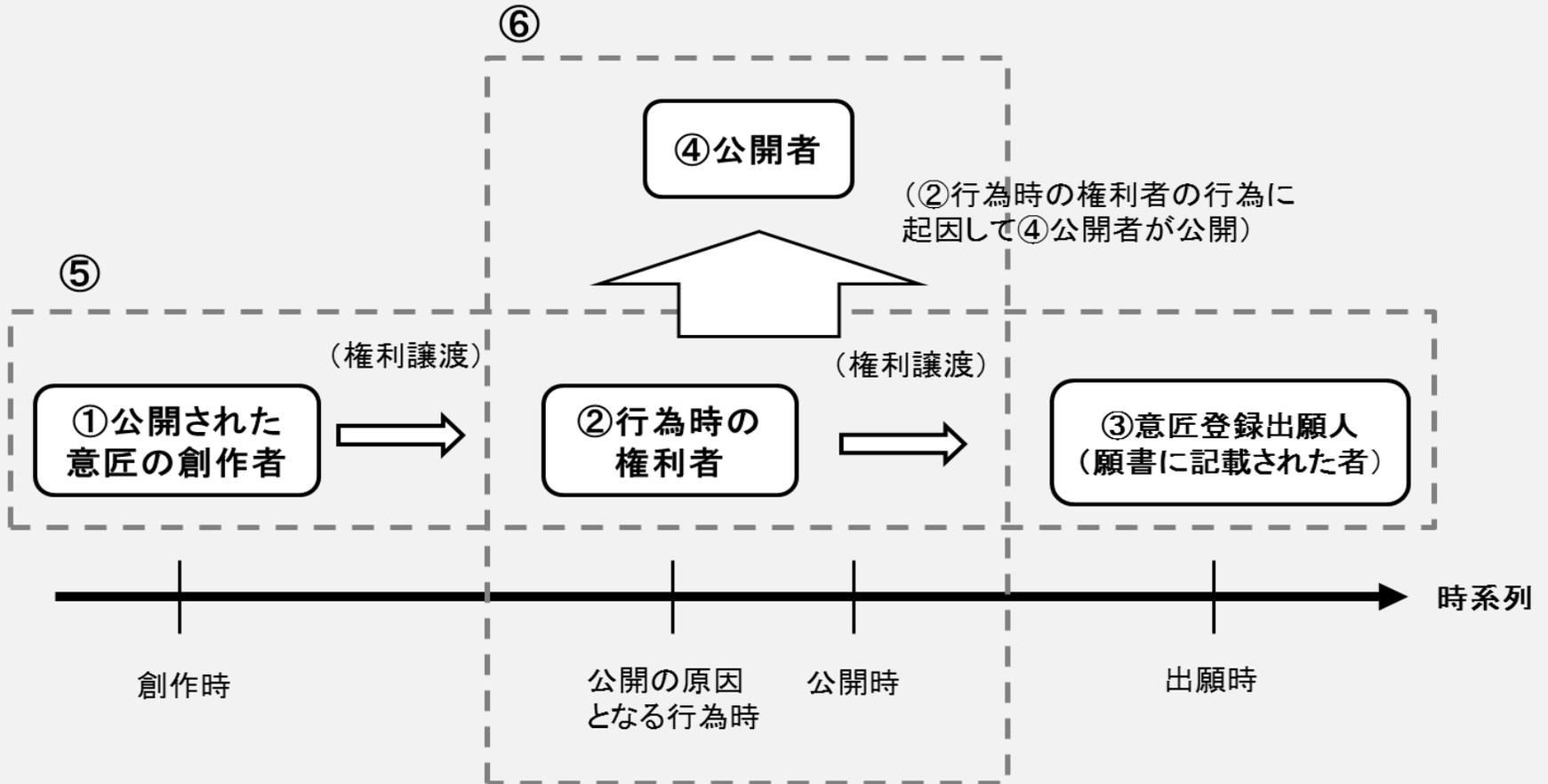
- ・ ③（意匠登録出願人（願書に記載された者））については、意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人と一致（複数者の場合は全員一致）している必要があります。

2.4 「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄の記載要領－要件2－

(Q&A集23ページ)

資料2

①～⑥の項目の関係図



②行為時の権利者

: ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者

4. 公開された意匠が複数存在する場合

公開された意匠が複数存在する場合の証明方法について、場合ごとにQ&Aを掲載しています。
 (Q&A集32～35ページ)

4.公開された意匠が複数存在する場合	
Q4-a	私が創作した意匠を複数回にわたって販売し公開しましたが、それぞれについて証明する必要がありますか？
Q4-b	展示会に出品した意匠が、その展示会を紹介する新聞記事に掲載されました。展示会での公開の事実は証明する予定ですが、新聞記事掲載についても証明が必要ですか？
Q4-c	同一の意匠の製品を、取引先Xに販売し、その後、別の取引先Y及び取引先Zにも販売し、意匠の新規性を喪失しましたが、それぞれの販売先ごとに公開事実を証明する必要がありますか？
Q4-d	自社のウェブサイトにて新商品Xを掲載し公開した後に、同一商品Xをインターネット上の販売サイトAで販売し、さらに後日、同一商品Xを異なる販売サイトBで販売しました。この場合、自社ウェブサイトでの公開(最先の公開事実)のみを証明すれば良いのでしょうか？
Q4-e	複数の店舗に商品を納品する場合、証明する書面には全ての店舗を記載することが必要ですか？
Q4-f	取引先に新商品の発表を知らせるため、該当の意匠が掲載された電子カタログを添付したメールを同日に100通以上取引先に送信しました。この場合、送信先いずれか1社への公開のみを証明すればよいのでしょうか？
Q4-g	我が社はメーカーですが、製品の販売時には商社A(問屋、流通業者、販売代理店等)を通じて全国の小売店で販売しています。この場合、商社Aに対する公開の事実のみを証明すればよいのでしょうか。小売店での全ての販売行為を証明する必要があるのでしょうか。
Q4-h	我が社は家電メーカーですが、大手家電量販店Aに製品を出荷しました。大手家電量販店Aは全国に200店舗以上あります。この場合、全店舗で販売されたことを、全ての店舗についてそれぞれ証明する必要があるのでしょうか。
Q4-i	意匠を新聞等で発表する場合、記事の掲載日以前に、記者クラブ等で掲載依頼をする場合が多く、そのような場合、掲載依頼を行った時点で新規性が喪失したと解釈されるのでしょうか？

7. 第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例

意匠が公開された場合ごとの証明する書面の記載例を掲載しています。(Q&A集40～55ページ)

記載例一覧

① 2.3(1)展示会の場合

2. ①～③の記載が異なる各種ケースを例示しています。

証明する書面の記載例1-1創作者が展示し、出願まで行ったケース

証明する書面の記載例1-2創作者から他者に譲渡され、その後、展示・出願したケース

証明する書面の記載例1-3創作者が展示し、その後他者に譲渡され、出願したケース

証明する書面の記載例1-4創作者が譲渡し、その者が展示し、さらに別の者に譲渡し、

出願したケース

② 2.3(2)販売の場合

公開者が出願人本人である場合と、公開者が他人である場合を例示しています。

証明する書面の記載例2-1家具メーカーが、自ら百貨店で販売したケース

証明する書面の記載例2-2家具メーカーが、百貨店に依頼して販売したケース

③ 2.3(3)逐次刊行物、書籍等に記載した場合

それぞれの刊行物等の種別ごとに例示しています。カタログ掲載による公開については、出願人本人がカタログ発行者である場合と、他人（販売会社）がカタログ発行者である場合を例示しています（3-4と3-5）。

証明する書面の記載例3-1（書籍）

証明する書面の記載例3-2（雑誌）

証明する書面の記載例3-3（新聞）

証明する書面の記載例3-4（カタログ1）

証明する書面の記載例3-5（カタログ2）

④ 2.3(4)ウェブサイトに記載した場合

出願人本人がウェブサイトで公開した場合と、他人（展示会主催者）がウェブサイトで公開した場合を例示しています（4-1と4-2）。

また、予約承継の場合の2.⑤の記載例があります（4-1）。

証明する書面の記載例4-1

証明する書面の記載例4-2

⑤ 2.3(5)映像による場合

証明する書面の記載例5

⑥ 2.3(6)メール送信による場合

証明する書面の記載例6

証明する書面の記載例 4-1
 (ウェブサイトに記載した場合)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実 ①ウェブサイトの掲載日 ②ウェブサイトのアドレス ③公開者 ④公開された意匠の内容	○○○○年○月○日 http://www.ishou-design.co.jp http://www.ishou-design.co.jp/news/index.html http://www.ishou-design.co.jp/products/chair/index.html 意匠家具株式会社 意匠家具株式会社が、上記アドレスのウェブサイトにて、形状一郎が創作した椅子の意匠を公開した。(ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して添付する) ※記載方法の詳細は[Q2-g(4)]参照
--	---

ウェブサイトのトップページ及び意匠の掲載箇所が分かるようにアドレスを記載する

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実 ①公開意匠の創作者 ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者) ③意匠登録出願人(願書に記載された者) ④公開者 ⑤意匠登録を受ける権利の承継について	形状 一郎(神奈川県○○市・・・) 意匠家具株式会社(東京都○○区・・・) 意匠家具株式会社 意匠家具株式会社 公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、意匠家具株式会社との間にかわした予約承継の契約に基づいて、創作の直後(○○○○年○月○日)にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠家具株式会社に譲渡された。公開時の○○○○年○月○日において、意匠家具株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。 その後○○○○年○月○日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。
--	---

ウェブサイトでの公開を出願人本人が行った場合

予約承継の記載例

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載) 行為時の権利者である意匠家具株式会社自ら、椅子の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。	② = ④ のケース ⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。
---	---

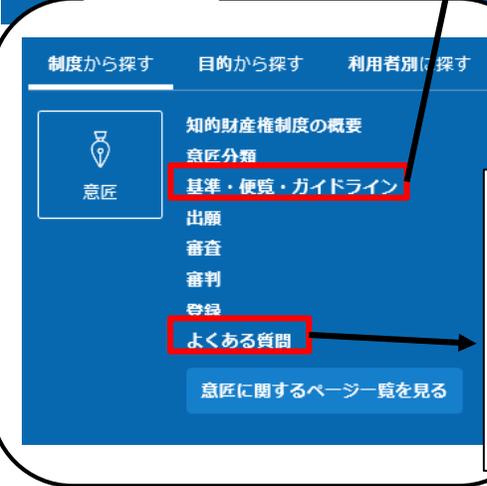
上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日
意匠家具株式会社 代表取締役社長 意匠 次郎印

(記載例の一例) ウェブサイトに記載した場合

(参考) 本Q&A集の特許庁HP掲載箇所

資料2



↑
どちらからでもアクセスできます
↓

- ◆「よくある質問」
 - ・意匠登録出願書類の意匠登録願の記入例を見せてください (外部サイトリンク)
 - ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について



(その他、以下からもアクセスできます)

HP上部の青色のメニューバー：「制度・手続 > 意匠 > 制度 > 基準・便覧・ガイドライン > 審査」
 「お問い合わせ・Q&A > よくある質問 > 意匠」

2. 願書及び図面の記載要件の緩和

【改訂内容】

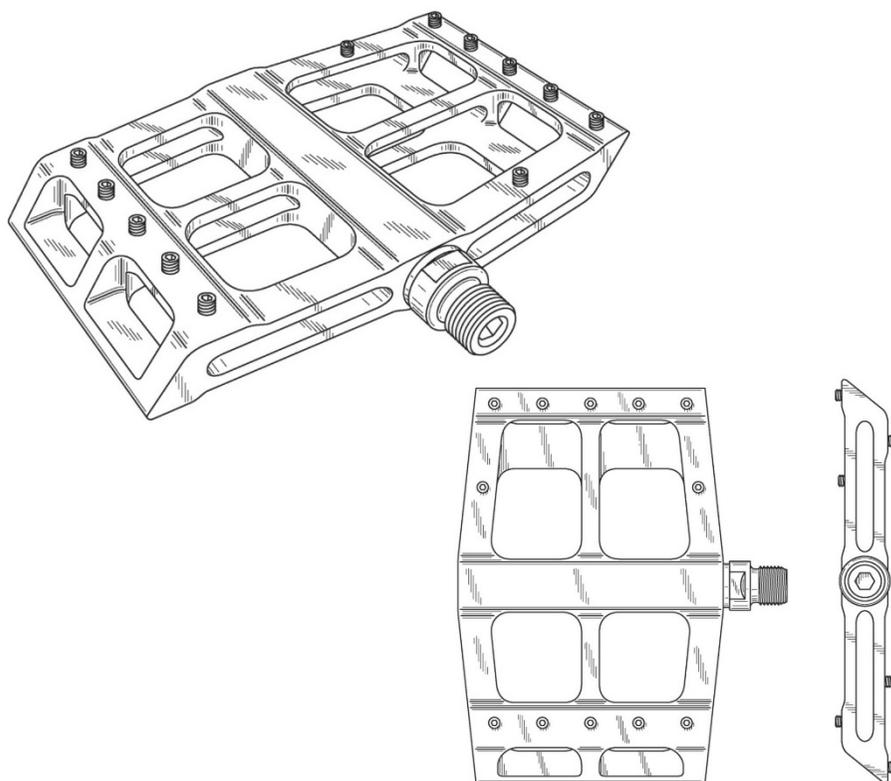
- 1 形状を特定するための線、点等の説明の取扱い
→形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。
- 2 CGにより作成された図における陰の説明の取扱い
→明度変化が「陰」であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。
- 3 CGにより作成された図における背景の彩色についての説明の取扱い
→彩色が背景であることが明らかな場合には、説明の省略を認める。

2. 願書及び図面の記載要件の緩和

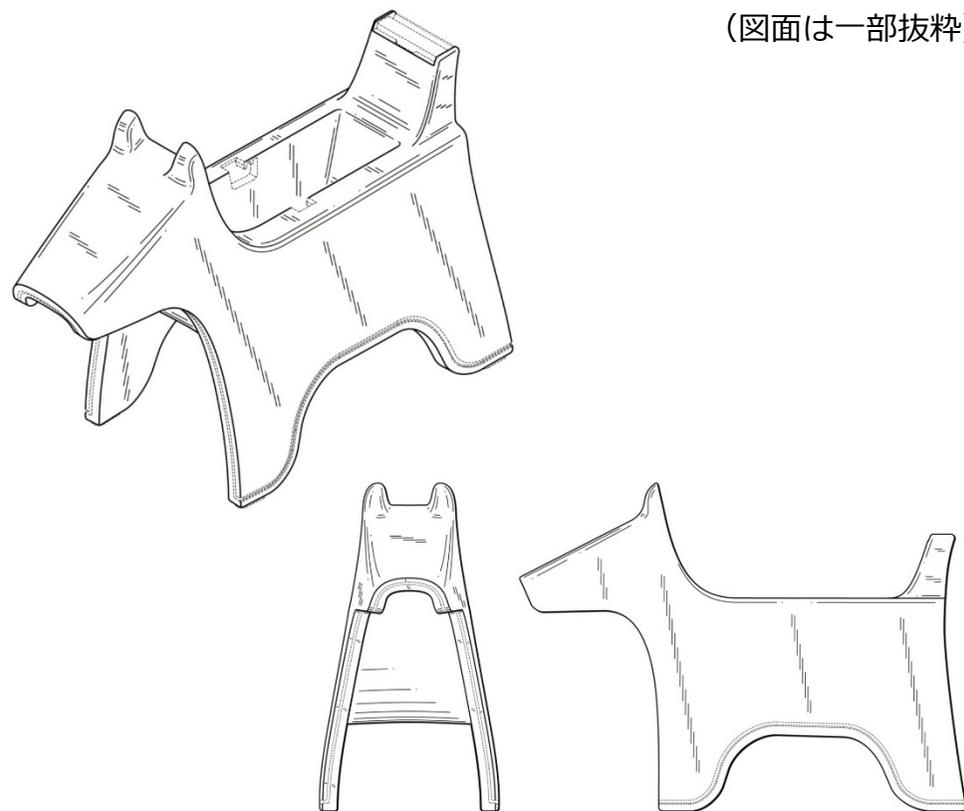
意匠審査基準改訂後の登録例

1 形状を特定するための線、点等の説明の取扱い

当該物品の性質上、形状を特定するための線、点等であることが明らかであるため、「意匠の説明」の欄における陰の説明の記載の省略を認めている例。



意匠登録第1578594号
自転車用ペダル



(図面は一部抜粋)

意匠登録第1581743号
テープディスペンサー

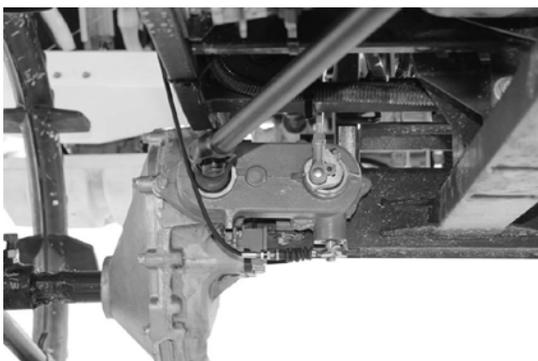
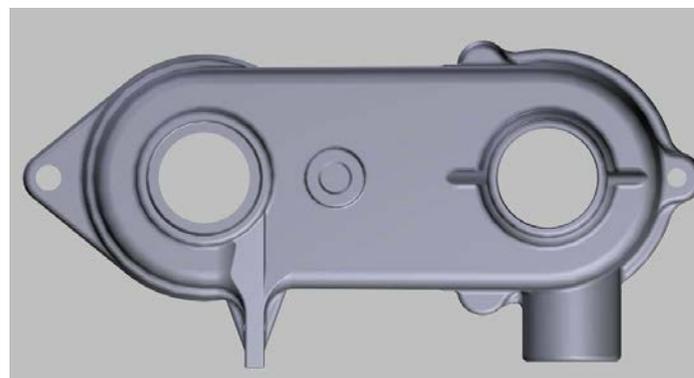
2. 願書及び図面の記載要件の緩和

意匠審査基準改訂後の登録例

- 2 CGにより作成された図における陰の説明の取扱い
- 3 CGにより作成された図における背景の彩色についての説明の取扱い

明度変化や背景の色彩であることが明らかであるため、「意匠の説明」の欄の記載の省略を認めている例。

(図面は一部抜粋)



【装着参考図】

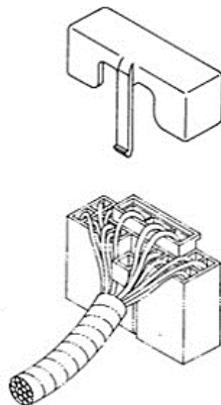


意匠登録第1577654号
作業車両用の伝動ケース

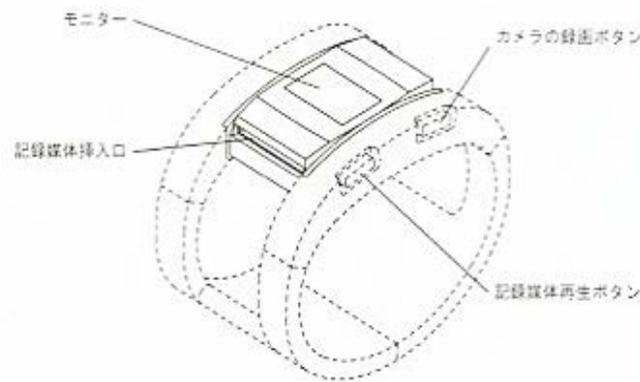
3. 参考図の取扱いの明確化

意匠に係る物品の用途及び機能等の理解を助けるための参考図

① 使用状態を示す参考図

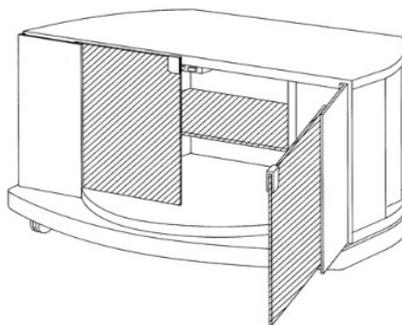


② 各部の機能、名称等を示す参考図



必要図に記入できない説明のための線・図形・彩色等を表した、出願に係る意匠を特定するための参考図

透明部を示す参考図



3. 参考図の取扱いの明確化

【意匠審査基準改訂の内容】

意匠審査基準上に、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている参考図については、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは、考慮しないことを明記した。

第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第6条）とされ、また登録意匠の範囲を定める際にも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第24条）とされているからである。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

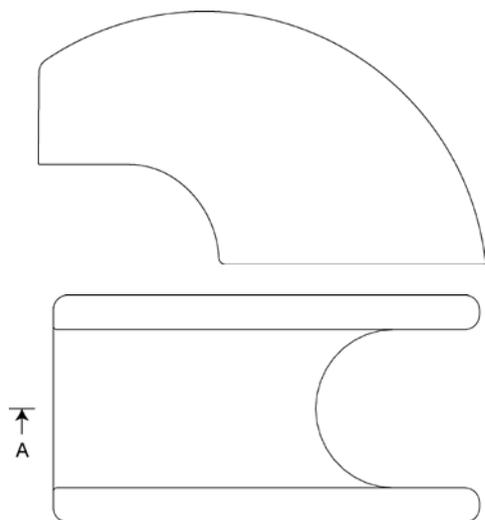
また、願書に添付した図面等に参考図として表された図については、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しない。

3. 参考図の取扱いの明確化

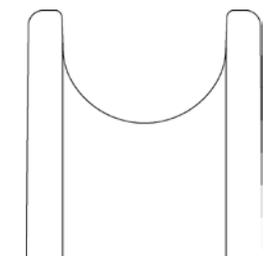
意匠審査基準改訂後の登録例

(1) 出願意匠以外の意匠が参考図に表されている事例

(図面は一部抜粋)



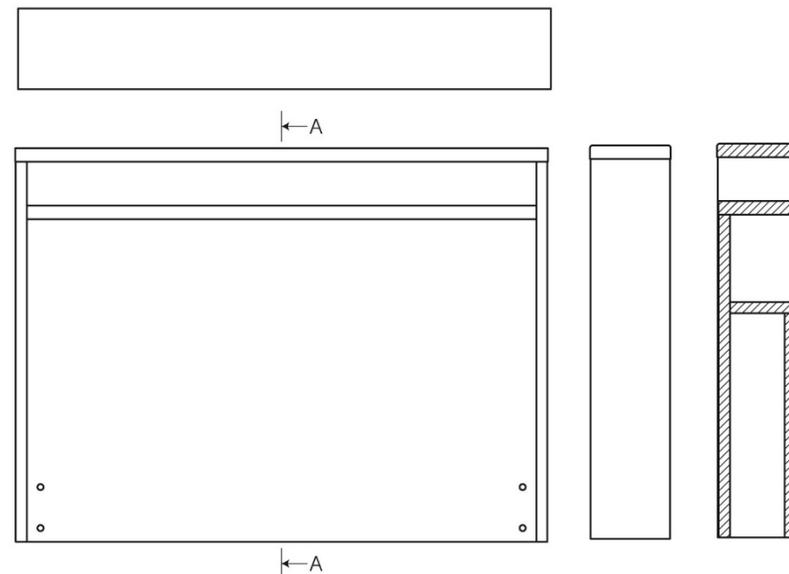
意匠登録第1582681号
組立おもちゃ用ブロック



↑
A



【使用状態を示す参考斜視図2】



意匠登録第1578378号
ベッド用ヘッドボード



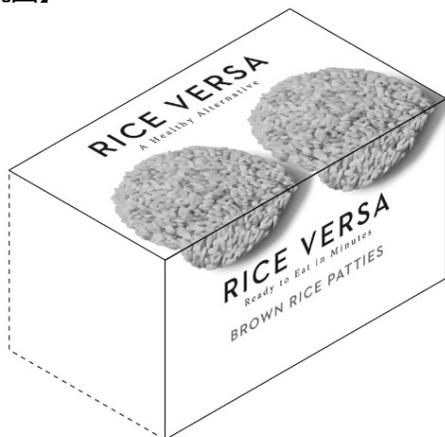
【使用状態を示す参考図1】

3. 参考図の取扱いの明確化

意匠審査基準改訂後の登録例

(2) 出願意匠とは形態が異なる意匠が参考図に表されている事例

【斜視図】



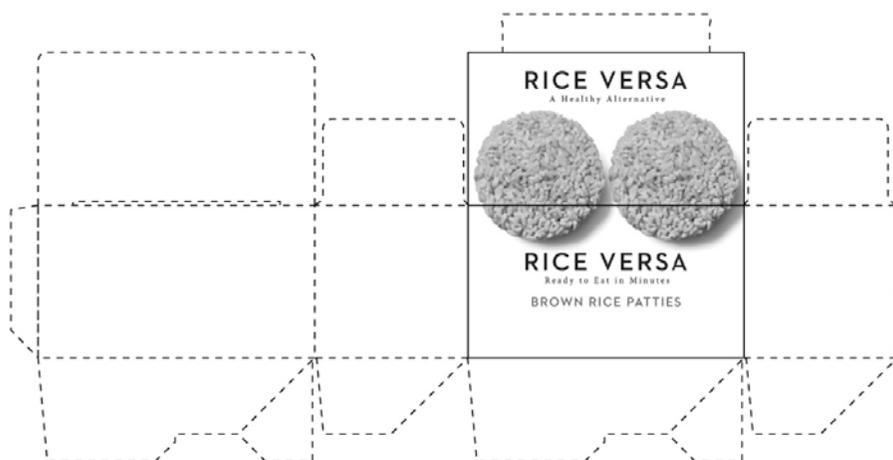
【使用状態を示す参考正面斜視図】



(図面は一部抜粋)

【使用状態を示す開蓋状態の参考背面斜視図】

【縮小展開図】



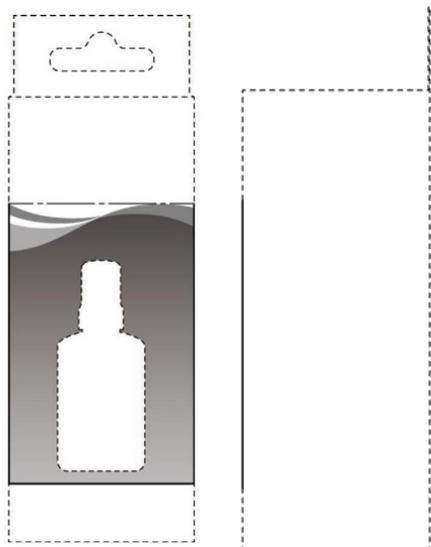
意匠登録第1581512号
包装用箱

3. 参考図の取扱いの明確化

意匠審査基準改訂後の登録例

(2) 出願意匠とは形態が異なる意匠が参考図に表されている事例

(図面は一部抜粋)



【正面図】

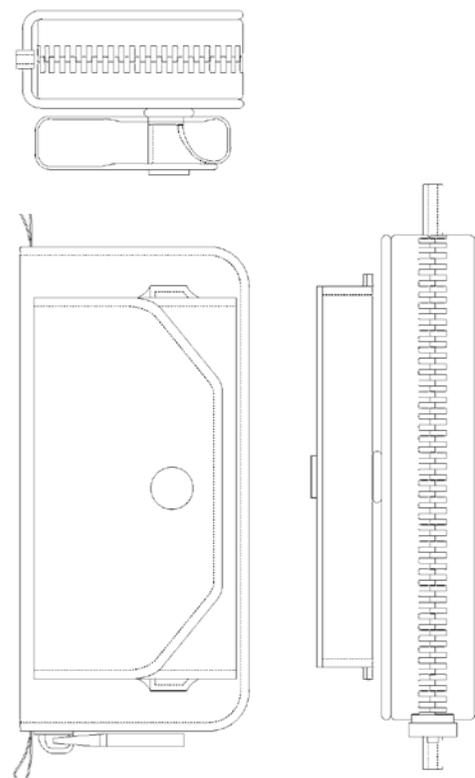
【右側面図】



【使用状態を示す参考図 - 1】



【使用状態を示す参考図 - 2】



意匠登録第1583143号
電子タバコケース



【平面側から見た参考斜視図】



【小型収納部を回転させた状態を示す参考斜視図】

意匠登録第1578520号
包装用箱